

## <資料>

### 2019年度 島根大学法政研究会実施報告

島根大学法政研究会は、法経学科法学分野および法実務教育研究センターの教員、ならびに人文社会科学研究科法経専攻コースの大学院生・研究生を主な参加者として開催されている。2019年度の活動報告は以下のとおりである。

なお、報告要旨は、報告者自身が作成したものを中心として掲載しているが、事務局の責任で多少の改変を加えた箇所があることをお断りしておく。

(法政研究会事務局・鈴木 隆)

第1回 2019年11月30日

古川 久瑠美 (人文社会科学研究科・行政学)

「日本の地方自治体における同性パートナーシップ制度の政策過程について～LGBTの権利回復と自治体のフレーミング」

#### 【報告要旨】

LGBT関連の研究に関して、法律学等の他分野では研究が進んでいるが、行政学視点からLGBT政策の1つである「同性パートナーシップ制度」に関して、なおかつ、その政策過程に関しての研究というのはいまだほとんど行われていない。地方自治体で行える制度には自ずと限界があるものの、政策過程研究の先行事例のように、地方自治体が国に先行して制度導入を行っていき、結果として最終的に国もその制度を導入するに至った、地方からのボトムアップ事例もいくつかある。そこで、どのような条件や要因が揃えば地方自治体レベルでの導入が行われているのかということ、政策過程研究という行政学的手法を用いて、比較分析を行いながら仮説検証を行っ

た。

天野 美月（人文社会科学研究所・税財政法）

「組織再編税制の適用をめぐる一考察—ヤフー事件を中心に」

### 【報告要旨】

法人税法132条の2（組織再編成に係る行為又は計算の否認）の適用の可否が問題となったヤフー事件を素材として、同条の不当性要件の意義、不当性要件の判断基準、本件副社長就任は、同法132条の22の規定に基づき否認することができるか否か、同事件の下級審判決と最高裁判決との比較検討を通して、同法132条の2の適用に対する法的統制を検討した。

岡田 卓也（人文社会科学研究所・税財政法）

「法人税法22条2項の適用範囲についての一考察—日産自動車事件を題材として—」

### 【報告要旨】

法人税法22条2項の難解な点として、「無償による資産の譲渡又は役務の提供」と定めており、無償による資産の譲渡等から収益の額を認識するとしている点が挙げられる。資産を譲渡し、その対価を得られないのに、税務上は収益が認識され、益金に算入され法人税が課税されるというのは、一般的な感覚から理解し難い処理であるだろう。また、同項は、その難解さに比して極めて簡潔にその内容が規定されており、その法的性質についての議論の一つとして適用範囲の問題がある。そこで、低額譲渡に関連する近年の事例である日産自動車事件についての考察を通じて、同項の法的性質、特にその適用範囲について明らかにした。

出席者 10名

毎熊浩一、谷口智紀、高橋正太郎、大庭沙織、山下祐貴子、鈴木隆  
(以上、教員)、古川久瑠美、天野美月、岡田卓也、田中大志 (以  
上、院生)

第2回 2019年12月4日

鈴木 隆 (法文学部教授・社会法)

「島根大学における法学教育の回顧と展望—30年の経験から何を学  
ぶか」

### 【報告要旨】

1987年4月に島根大学に赴任した報告者の33年にわたる法学教育の実践を  
回顧するとともに、今後の島根大学における法学教育の在り方について展望  
した。

- I 島根大学での30年と大学改革の迷走
- II 法文学部における法学教育体制の変遷
- III 法文学部の存在意義
- IV 法文学部における法学科の位置づけ
- V ポストロースクールの法学教育の体制
- VI 地方国立大学での法学教育

出席者 8名

三宅孝之、永松正則、嘉村雄次、谷口智紀、高橋正太郎、大庭沙  
織、山下祐貴子、鈴木隆